

神戸市が行う総合事業のサービス類型

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス	類型	実施方法	内容
	現行相当	指定	現行と同様のサービス・基準・報酬 ・訪問介護員による身体介護、生活援助
	A(緩和基準)	指定	資格要件を緩和(一定研修受講者も従事可)、 報酬は現行の8割 ・生活援助のみ
	B(住民主体)	補助	NPO法人等の有償ボランティアによる生活援助

通所型サービス	類型	実施方法	内容
	現行相当	指定	現行と同様のサービス・基準・報酬 ※本来目的の達成を要件とする
	C(短期集中・集団)	委託	日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラムを複合的に実施 1クール12回(週1回×3か月)
	C(短期集中・個別)	委託	利用者の個別性に応じて、日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラムを複合的に実施 1クール12回(週1回×3か月)

一般介護予防事業

住民主体の通いの場

予防給付
(全国一律の基準)

(ホームヘルプ)
訪問介護

(デイサービス)
通所介護

地域支援事業

介護予防事業